

議 長 日程第7「議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例」について、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消防団の処遇改善を図るため、国が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき消防団員の報酬形態の改定を行うほか、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、消防団員の処遇改善を図るため、国が策定しました非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の報酬形態の改定を行うため、条文の整備等を図るものでございます。

それでは、議案をですね、やはり2枚おめくりいただきまして、参考資料1、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

まず初めに、第14条の給与の規定につきましては、報酬をですね、年額報酬に改めまして、今まで現行の15条に規定されていた出動手当と、第17条に規定されていた警戒手当を、それぞれ出動報酬及び警戒報酬に改めた上で、第14条に統合し、その額を別表第2に定めるものでございます。また後段では、支給の際の1時間未満の端数の取扱いについて規定をしております。

続きまして、第15条の危険手当の規定につきましては、現行第15条の出動手当を第14条へ出動報酬として統合したため、見出しを出動手当から危険手当とし、その額を別表第3に定め、支給単位を1回から1時間に改めるものでございます。なお、危険手当につきましても、支給の際の1時間未満の端数の取扱いが規定されております。

第16条の被服は、見出しを付するものでございます。

第17条の年末警戒手当の規定につきましては、現行の警戒手当を第14条へ警戒報酬として統合したため、見出しを警戒手当から年末警戒手当に改め、その額

を別表第4に定めるものでございます。年末警戒手当の規定内容は、従前と内容は変わっておりません。

第17条の2の訓練手当の規定につきましては、別表第4を第17条に新設したことに伴い、別表第4を別表第5に改めるものでございます。

なお、別表第2につきましては、現行の第15条関係を第14条関係に改め、出勤手当を出動報酬に、危険手当を警戒報酬に改め、「1時間につき」を加えるものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。別表第3につきましては、第17条関係を第15条関係に、警戒手当を危険手当に改め、「1時間につき」を加え、年末警戒手当を削るものでございます。

別表第4は第17条関係、年末警戒手当等を新設するものでございます。

別表第5は、17条の2関係については、別表第4を別表第5に改めるものでございます。

最後にですね、1ページお戻りいただいて、施行期日でございます。施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料2につきましては、前回の全員協議会で御説明させていただいた資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 この議案第5号の消防団条例の一部を改正する条例は、国の基準に基づきということだというふうには理解しています。ただ、その中で1点ですね、改正案の参考資料1のですね、1ページの改正案、第17条のところで、警戒手当をですね、年末警戒手当というふうに改めたということです。この17条を読みますと、団員が年末警戒に出動した場合には、別表第4に定める年末警戒手当を支給するというふうになっています。これを文章を読みますとですね、その前の給与、危険手当、訓練手当もそうですが、団員個人に対しての支給だというふうですね、この17条は私は読みました。でも、この別表第4は何かなというこ

とで、その次の参考資料1の2ページを見ますと、これは1個分団につき3万円と、急にここです、今まで団員個人に対する給与、手当の中でですね、ちょっとこれだけ手当の種類が異なっている。団員の給与とか身分とか、あと被服とかがここで変わっているんですけども、個人に対する部分を言うのにな、何でここだけ1個分団につきというふうに出てきたのかは、適当ではないというふうに思いますが、国の基準等の中でですね、そういう形で指示をされているものなのか。それとも、現行の別表第3の年末警戒手当、1個分団につきというものを見直さないで、そのままここに持ってきたのか。また、その支出面から言うとですね、これは年末警戒手当、年末警戒を行った分団に対する報償的なものであればですね、これは条例ではなく、それ以下の規則とかですね、またはあと支出の中で町長から報償としてですね、支給するものだというふうな規定を設けるのが適当ではないかなというふうに考えましたが、いかがでしょうか。

総務課長 まず初め、この年末警戒の手当のところでございます。こちら現行のほうに記載されているとおり、警戒報酬が14条のほうに統合されたことによって、年末警戒の出動手当につきまして、年末警戒手当をそのまま17条に改めたものがございます。こちらのほうにつきましては、国のほうからの指針とかいう形ではございません。あくまでも町の条例のほうで警戒手当で今まで2つ、警戒手当と年末警戒手当になっていたのを、ここで新たに分けたという形になるので、これはそのまま残して、改正をさせていただいたところがございます。

ただ、その別表のほうにつきまして、基本的には分団1個について3万円という記載であるのであれば、こちらのほうの記載はおかしいのではないかとこのことではございますが、最終的にその団に支払われるものではございますが、団員が年末警戒を行うことによって団に支払われるということで、このような記載にさせていただいておるところでございます。以上です。

6番井上 それではもう一度ですね、確認しますけれども、この改正案の第17条、この団員が年末警戒に出動した場合というのは、この別表第4の3万円の年末警戒が出るというのは、例えばその分団で3万円が出る条件としては、1名出れば

いいのか、それともですね、全員が出なければ3万円は支給されないのか。ただ、この17条を読みますと、団員が年末警戒に出動した場合には年末警戒手当を支給する。支給するのであれば、これは個人に対する支給だと読むのが通常ではないかなというふうに私は思います。その支給要件としては、1人でも…それはないと思いますが、仮にですね、何らかの状況があった場合に、全員が出なかったと。全員が出ないというのは当然ね、インフルエンザにかかった方が多かったとか、そういう状況を考えればあると思うんですけども。1人でも出れば年末警戒手当1個分団の3万円というのを支給する要件になるのか。全員が出ないと出ませんよということなのか。そういう支給要件についてはいかがでしょうか。

総務課長 もちろんその支給要件につきましては、実際的に1人しか出なくてそれに払うのかという、実際的に1人しか出ないということは、まずあり得ないです。基本的に年末警戒ですので、消防団の年末でやっていたいでいる行事ですので、1人出ることはないので、各分団の団員さんが、もちろん全員が集まらない場合もございますが、ほぼの団員さんが集まって支払われるものでございます。以上です。

6番井上 それであればですね、ここは出動した場合にはではなくね、各分団には年末警戒手当を支給するというほうが適当ではないかなというふうに思いますが、これで最後にいたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長 今議員がおっしゃられるような、そういうような御指摘をされますが、ただ、私が先ほど申し上げましたように、団員さんがもちろん年末警戒出動した際に、団に支給するものでございますので、こちらの表記については、すみません、改める予定はございません。以上です。

6番井上 結構です。

議長 ほかにございますか。

3番内田 1点お伺いします。今回の条例の一部改正なんですけど、今までの消防団員が火災等で出動した場合は、1回につき1,000円でしたね。ほかの手当もそうですね。警戒手当も危険手当も。1回出たら1人1,000円ということでしたね。

その前は700円。私なんかやっていると、1,000円に上がってるんですけど。今回の改正案を見ると、1時間につき1,000円という明記されています。例えば火災なんかで出動したときは、当然1時間では作業は終わりませんね。そうなった場合に、時間給で5時間かかろうと払うということによろしいですか。

総務課長 はい、そのとおりでございます。

3番内田 ちょっと私も4年度の予算よく見てないんですけど、この予算にはこの辺の手当の金額は反映されていますでしょうか。

総務課長 はい、反映させていただいております。

3番内田 分かりました。

議長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町消防団条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。